

No!!



「**運転中のながらスマホ**」

「**酒気帯び運転**」

No!!



令和6年11月1日 から

自転車運転者講習対象の危険行為に **追加** !!



自転車運転者講習制度の流れ

下記の危険行為で
繰り返し検挙

- ※ 3年以内に2回以上の危険行為を行った者
- ※ 対象は14歳以上

交通の危険防止のため
公安委員会が行為者に対して、「**受講命令**」

- ※ 受講命令違反
→ 5万円以下の罰金

講習の受講

- ※ 講習時間 : 3時間
- ※ 講習手数料: 6千円

対象となる危険行為

【追加】●運転中のながらスマホ ●酒気帯び運転

- 信号無視 ●通行禁止違反 ●歩行者用道路徐行義務違反 ●通行区分違反
- 路側帯通行方法違反（歩行者の通行妨害） ●遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反 ●交差点優先車妨害 ●環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等 ●歩道通行時の通行方法違反 ●安全運転義務違反
- 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 ●酒酔い運転 ●妨害（あおり）運転

～ 自転車は「**交通ルール遵守徹底**」と「**歩行者優先**」を ～

福岡県警察